

## 木造住宅耐震診断士養成講習会における質疑応答

質疑 No.	質問内容	回 答	備 考	
			日 時	会場名
1	日本建築防災協会が発売している耐震診断プログラムは県で購入して耐震診断士に配布する方法は取れないか。	プログラムの利用は任意であるため、自費対応でお願いします。	H18.8.1	諏訪
2	耐震診断にあたり自己所有している認定済みの精密耐震診断プログラムを利用し耐震診断報告書を作成しても良いか。	<p>日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」で紹介されている精密診断法に準拠した方法により認定を受けたプログラムであれば、一般診断法の上位にあたるため差し支えないと思われま。</p> <p>但しその際は、精密診断の調査方法になるため、建物の一部破壊調査や部位ごとの詳細な調査が必要になります。</p> <p>また、書式についても県の書式に合わせる必要があります。</p> <p>なお、「木造住宅の耐震診断と補強方法」の診断法は耐震改修促進法に基づく告示に示された特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針と同等の位置づけであるため、これらから外れた耐震診断法による場合は耐震改修促進法の特典を受けられない場合があるため原則として認められません。</p>	H18.9.6	長野
3	耐震診断報告書をまとめる際に、改修工事の概算を記入することになっているが、過去の耐震改修工事のコスト実績データを一覧にまとめて何らかの方法で公表してもらえないか。（例えば、構造用合板を張った場合は単位面積当たりいくらで工事ができるのかといった費用の目安のようなもの）	県ではコスト実績データの提供は予定しておりません。		
4	<p>改訂マニュアルの適用開始日はいつか（p1 に、当面の間旧診断法でも良いとある）</p> <p>また、上伊那地域の精密診断希望は残り少ないが、それでも診断方法を今までと変えて行くべきか。</p>	<p>今年度は改定マニュアルによる講習の受講者に、地域によって差異があるため、H18 年度中は旧診断法でもよいこととし、H19 年度からは原則どおり新診断法によることとしています。</p> <p>しかしながら、講習会受講以降に診断業務に着手する方については可能な限り改定マニュアル（一般診断法）により診断を行っていただくことが望ましいと考えています。</p>	H18.9.7	上伊那
5	マニュアルの p15 で、各階の床面積を考慮した必要耐力の算出法（精算	総 2 階、総 3 階の建物以外は表 3-3 により算出すると、必要耐力が過大に		

	法)の計算式を「用いても良い」とあるが、用いたほうがいいのか用いないほうがいいのか	なる場合があるので、総 2 階、総 3 階以外の建物の診断については、なるべく精算法によるものとしてください。		
6	劣化度による低減係数を求める際の存在点数は、全体から見たその部位の重要度に合わせて存在点数自体を低減するべきか。それとも、項目ごとに決められた値なのか。	表 3-9 は部位ごとの重要度に応じて重み付けされた点数が掲載されていますので、重要度に応じた低減を改めて行う必要はありません。 各部位ごとに調査を行い劣化事象に該当する場合はそのままの劣化点数を計上してください。		
7	今まで補強工事費を出す際に、事務所協会上伊那支部で作成した表を使用して、補強工事に対する評価点を概算工事費に掛けることで補強工事費を算出していた。 補強工事費を出す際は、今後もこの方法を採用してよいか。	概算工事費については、地域ごとに大きなばらつきが生じないようにすることはより望ましいことなので、地域毎に設立されている協議会と引き続きご相談ください。		
8	今まで補強工事費を出す際に、事務所協会上伊那支部で作成した表を使用して、工事費を算出していた。 これは、耐震工事費用のみが算出できるものなので、全体の工事費を算出できるようなデータがほしい。			
9	県で、一般診断法のプログラムを作成、あるいは購入する予定はあるか。	特に予定しておりません。		
10	方法 2 を用いる住宅を判定する際、主な柱の径が 140mm 以上とあるが、主な柱というのは全体の何%程度をいうのか。 また、140mm 以上としている根拠は何か。	何%以上かについては、一概には言えませんが、方法その 1 とその 2 ではその他の耐震要素の耐震性能の評価方法が違います。 なお、方法その 2 において独立柱で耐力に算入できる柱はその径が 150mm 以上となっていますので、150mm 以上の柱がない場合はその他の耐震要素の耐力 $P_e$ は 0 となります。 また 140mm 以上となった根拠は柱の又キ貫通部の断面欠損が大きいため、140mm 未満の柱ではラーメン構造的な耐震性能が期待できないためと思われる。		
11	補強工事について、「補助対象外工事は補助対象工事とセットで行うことにより補強の効果を高めることが出来るため補助対象工事となる」とあるが、補強の効果を高める工事かどうかの判断はどのように行えばよいか。	補強効果を高める組み合わせが多数あると思われるので、個別に市町村、又は地方事務所(土地利用建築室)にご相談ください。		
12	下伊那地域には本棟造りで柱の径が 120mm の住宅が多い。伝統工法(方法その 2)は柱の径が 140mm 以上というのが適用条件だが、飯田市では今ま	一般診断法では、方法その 2 の対象建築物は主要な柱の径が 140mm 以上となっています。 したがって、主要な柱の径が 140mm	H18.9.21	下伊那

	でも本棟造りで柱の径が 120mm 以上あれば診断の対象としていた。 方法2は柱の径が必ず140mm以上無いと対象とならないのか。	未満の建物については方法その 1 で診断を行ってください。		
13	本棟造りの建物など伝統的なものをなるべく残していきたいと考えている。 行政も耐震化の施策を進めていく中で、いいものを残していくような仕組みを作るべきである。 柱の径が 120mm の本棟造り住宅を一般診断法のその 1 で診断を行うと補強が必要となり、精密診断法で診断を行うと補強不要となる可能性がある場合は、本棟造りの建物を残していきたい立場からすれば、精密診断で診断する必要が出てくるため、そのことを診断マニュアルにも載せるべきではないか。	すまいの安全「とうかい」防止事業では、耐震診断にかかる時間を一件当たり 2 時間程度とし、非破壊調査を前提として、一般診断法を適用し耐震診断を行うこととしております。 本棟造りの建築物に限らず、本県の事業においても一般診断法の上位である精密診断法による診断をなんら妨げるものではありませんが、精密診断法による場合は劣化度調査で一部破壊調査を伴うため、建築主の了解等が必要になります。		
14	別冊の計算例で、p3 又は p4 で出てくる面積表の「全体」というのは、4 分の 1 分割法の 4 領域の合計なのか。 これを p8 で必要耐力を出す際の床面積とリンクさせているようだ、L 型の建物など不整形なものについては面積合計が合わないようなことが起こりうるのではないか。	別添資料 P3 の左下の各領域面積はそれぞれ 4 分の 1 の範囲が a、b、イ、ロとなります。 各階の床面積が全体の面積となります。 なお、床面積の算出に当たっては吹き抜け部分も含まれます。		
15	マニュアルの P16 中段以下の(b)壁長 l の説明書きで、「無開口壁の長さのみを算定する」とあるが、筋交いが入った軸組みは必ず無開口でなければいけないのか。 面材が張られていない、筋交いが露出している軸組みは壁長には算入できないのか。	面材が張られている場合は、これらが圧縮筋交いの座屈を拘束する効果があるため、面材が張られていることが望ましいと思われれます。 なお、面材が張られている場合は特に座屈の検討を要しないが、面材が張られていない露出筋交いの場合は、当該壁が許容せん断力に達したとき、圧縮筋交いに生じている主応力度が、座屈を考慮した有効細長比( )から決まる許容圧縮応力度( f k )を下回ることが確認された場合はこの壁長を算入することができます。( H13 告示 1024 号参照 )	H18.9.25	上田